

受領委任払い事業者登録を行う事業者の方へ

令和元年11月1日より、福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任払いを行うこととなりました。

つきましては、事業者が受領委任払いを取り扱うためには、事前に南知多町へ受領委任取扱事業者の登録をしていただく必要があります。

●事業者の登録について

提出書類

1. 福祉用具購入費等受領委任払事業者登録（変更）申請書（様式第1）
2. 確認書（様式第2）・・・2通提出

確認書は2通作成し2通とも押印のうえ、健康介護課まで提出していただき、南知多町に受領委任事業者登録完了後、1通返却いたしますので、大切に保管してください。

●福祉用具購入費・住宅改修費支給申請について

受領委任払いを希望される場合、事業者は利用者から9割分（自己負担額に応じて8割又は7割分）の受領について委任を受けることになります。

申請書については、受領委任払用の支給申請書を使用してください。

申請書

1. 福祉用具販売の場合
介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）
2. 住宅改修の場合
介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）

※利用者・事業者双方が申請書へ必要事項を記載することにより、利用者は9割分（自己負担額に応じて8割又は7割分）の受領を事業者に委任し、事業者はこれを受任することになります。

●支払いについて

事業者は利用者から代金の1割（自己負担額に応じて2割又は3割分）（1円未満切り上げ）を領収してください。

支給申請の流れ

- ① 利用者は申請書、領収書（原本）に必要な書類を添えて、健康介護課に提出。
※事業者、ケアマネジャーが代行申請可。
※利用者が入院中、介護認定申請中の場合は申請できません。退院後、介護認定確定後申請してください。
- ② 審査後、事業者へ介護保険受領委任払支給（不支給）決定通知書を発送し、通知書に記載の振込予定日に登録口座に振り込まれます。

問い合わせ

南知多町健康介護課高齢者介護係

電話 0569-65-0711（内線133）